

岐阜市立長森東小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月策定
平成30年4月改定
平成31年3月改定
令和元年7月改定
令和2年4月改定
令和3年4月改定
令和4年4月改定
令和5年4月改定
令和6年4月改定
令和7年4月改定

はじめに

ここに定める「長森東小学校いじめ防止基本方針」は、平成25年6月28日に公布、平成25年9月28日、施行された「いじめ防止対策推進法」（以下法という。）の第13条、令和元年、本市の中学3年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和2年9月28日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正をふまえた基本方針である。

本校では、いじめ問題に対して、未然防止と早期発見・早期対応に努め、いじめアンケート・情報提供アンケート等の調査及び教育相談を定期的の実施している。また、児童会が中心となり「あいさつ運動」を進め、誰とでも良好な人間関係作りに努めている。いじめをなくすための「個人宣言」や「学級宣言」を通して、一人一人がいじめと向き合い、温かい学校生活が送れるように日々実践をしている。

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本姿勢

（1）定義

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であり、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

（「いじめ防止対策推進法」第2条を参照）

（2）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当児童や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報することが必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向への配慮を踏まえ、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（3）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめにかかわる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応する**。

(4) 基本認識

学校教育全体を通して、以下の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、絶対に許さない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも「今」起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導では終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当児童生徒に対しした個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人一人

～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------|
| 1 | どの子も全力で応援する | →誰も一人ぼっちにさせない |
| 2 | いつでもどんな相談も聞く | →どんなことも受け止める |
| 3 | 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する | →いじめはみんなで必ず止める |
| 4 | 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう | →必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる |

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をつくる。
- ②児童・教職員の人権感覚を高め、児童と児童、児童と教職員をはじめとする校内における温かな人間関係を築く。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、早期に解決する。
- ⑤いじめ問題の解消・防止に向けてについて、保護者・地域、関係機関との連携を深め一体となって取り組む。

(6) 保護者の責務など

学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。しかしながら、保護者は、その保護する児童がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は学校が講ずるいじめ防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感や自己有用感を高める取組）

- (1) 魅力ある学級・学校づくり（「分かる・できる授業」の推進、主体性、自治力・自浄力等を育成する指導 共同学習等）

児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるよう学級づくりに努める。また、分かる授業を行い、児童に基礎的・基本的な学習内容の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を味わわせる。

自発的な活動を支える委員会活動や主体的に取り組む学習活動等、児童一人一人が活躍できる活

動を行うよう努める。また「いじめ根絶」に向けた児童会の取組を行う。さらに、「いじめを見逃さない日」や「いじめ防止強化週間」に向けた取組などを意図的・計画的に実施する。

(2) 安心感を生み出す指導（仲間関係の構築、規範意識の確立、見守り・見届け体制の整備）

いじめ未然防止に係る「いじめ対応フロー」の校内掲示をする。「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童がもつよう、様々な活動の中で指導する。見て見ぬふりをすることも「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら教職員や友人、家の大人に知らせたりやめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは悪いことではないことも併せて指導し、ここタンを活用することで個々の心の状態を確実に把握する。

児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢をもち、早期発見・早期対応につなげていく。また、年間6回実施するいじめに関わるアンケートについては、ダブルチェックを行い、担任一人で判断することがないようにする。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

思いやりの心や、児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを、道徳の時間や学級活動等全教育活動を通して育む。また、生命の尊厳への理解を深める。さらに、「いじめ」の構造や対処等、「いじめ問題」について理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返ることができるように、いじめ未然防止等に関わる児童主体の活動に継続して取り組むようにする。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

係活動や清掃活動等の活動の中で、仲間のために進んで活動する児童を価値付け、その姿を広める。「よいこと見つけ」をすべての学年・学級で行い、教師が視点を与えることで、仲間のよさを認め合う活動を位置付ける。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

情報モラル教育についての取組を学年に応じて計画的に行い、インターネット上のいじめ防止に取り組む。学校職員のみならず、警察や専門家等の外部講師による研修にも取り組む。高学年においては、授業参観日などの機会を活用して保護者への啓発も行う。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

傍観者にならないために、「いじめ発生時対応演習」や「SOSの出し方教育」などを、学年に応じて計画し、いじめがあったときにどうするとよいのか、一人一人が対応できるようにしていく。情報提供アンケート等の調査を定期的に行う他、「先生、あのねBOX」による情報の収集を行う。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

児童と共に過ごす時間を積極的に設けることを心がけ、日常の児童の様子を、担任をはじめとする全教員で見守り、小さな変化を見逃さず、気付いたことを共有する場を設ける。

教育相談アンケートや保護者アンケート、STAR アセスメント等を定期的の実施し、その後の教育相談等を通して児童の悩みや人間関係の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示し児童との信頼関係を深める。各種アンケートについては、回答しやすい環境整備（自宅での記入、保護者配信メール等での周知）を行う。実施後は、必ずダブルチェックを行い、複数の職員で確認していく。また、日記などの作文や日頃の行動観察、スマート連絡帳、ここタンなどからの情報を共有する。

(3) いじめの疑いのある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

児童への各種アンケートや他の児童、保護者からの情報、いじめ対策監による見守り（校内巡視）等により、いじめの疑いのある事実が確認された場合は、直ちに情報共有を行い、いじめ対策チームを組織し、事実確認から支援・指導までを即日に行い、保護者に連絡をする。（フロー図参照）

学級担任は、児童との良好な信頼関係を構築することに努め、児童からの情報提供など、学級内の諸問題や仲間関係の歪み等に早期に対応できるようにする。また、児童から情報提供がなされた場合は、学校は、その保護者に情報提供に関わる内容と学校全体で情報提供者（児童）の保護に徹する旨を伝える。

(4) 教育相談の充実

各種アンケートをとった後には、教育相談期間を位置付ける。また、児童一人一人と話す機会を積極的に設けていく。あらゆる機会を捉えた教育相談（問題解決的な教育相談、全児童生徒を対象とする開発的教育相談、不安や悩みを抱える児童生徒に働きかける予防的教育相談）に努める。

(5) 教職員の研修の充実

学校いじめ防止基本方針の理解を図り、組織的対応（学校組織で事実確認、情報の整理・共有、指導内容・指導方針の決定、指導、保護者への連絡（連携）、事後の対応と見届け）を徹底させる。事例研修など計画的に進めていく。（解消事案をもとにした研修、進行形の事案による研修等）

(6) 保護者・地域との連携

学校いじめ防止等対策推進会議を設置し、保護者の代表に参加を依頼する。いじめに関わった児童については、解消に向け保護者への説明を行い、協力して解決に取り組む。被害児童に寄り添い、解決に向けて取り組む。管理職による解決までの見届けを行う。

(7) 関係機関との連携（チーム学校、被害者・加害者への支援・指導）

いじめが疑われる事案が確認された場合は、教育委員会へ直ちに報告、関係機関との情報共有や指導の際の連携（警察、子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等）、各種相談窓口の紹介も随時行っていく。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

(1) 学校内の組織

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

<長森東小いじめ防止等対策推進委員会>

校 長

教頭 いじめ対策監（主任いじめ対策監）生徒指導主事
教務主任 学年主任、教育相談主任、養護教諭 等
進捗状況の把握・取組の記録・自分見つけアンケートの作成と分析
外部との渉外（外部専門家等の連絡調整）
保護者・地域等への啓発、広報（情報提供）

いじめ対策監・生徒指導主事・
生活づくり指導部

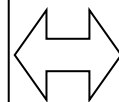
いじめの事案への対応
いじめに関する研修会の実施
児童会計画委員会の取組

教務主任・学びづくり指導部

・学習規律の徹底
・「聞く」「話す」学級づくり
・個人面談の実施・集約

<外部専門家等>

警察
主任児童委員
民生委員・児童委員
スクールカウンセラー
PTA会長・本部役員
学校運営協議会委員
支援推進委員会安全部会
等



※外部専門家等は必要に応じて会議に招聘する。

5 いじめ未然防止・早期発見・早期対応の年間計画

長森東小学校いじめ防止プログラム

	いじめ防止等 対策推進委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域と の連携	備考
4月	「学校いじめ基本 方針」の内容の確認	職員研修の実施 ・前年度の実態と対応等の引継 ・今年度の方針の伝達 S C配置について ・保護者への周知 教師による「かがやき見つけ」	健康診断 ICTを活用した子どもの健康 サポート「ここタン」の活用	学級懇談会での 「学校いじめ防止 基本方針」の説明	「方針」 の確認
5月	情報の共有と 対応策の検討	児童会を主体とする取組 「かがやき見つけ」 非行防止・犯罪被害防止教室	情報提供アンケート① アンケート実施後の即時対応と 指導・事後指導等の見届け	学校運営協議会 個人懇談	
6月	情報の共有と 対応策の検討	「いじめ防止強化週間」 【6月24日～7月3日】 「学級いじめゼロ宣言」 (学級宣言 P→D へ) 大縄大会	自分見つめ(いじめ)アンケートⅠ アンケート実施後の即時対応と 指導・事後指導等の見届け 教育相談週間(個別面談) 生徒指導事例研修会	あいさつ運動	
7月	前期前半の取組の 反省と前期後半の 取組検討	「いじめについて考える日」 【7月3日】	STAR・VRアセスメントの実施 STAR・VRアセスメントの分析	学校運営協議会	第1回 県いじめ 調査
8月			職員研修 (教育相談・いじめに関わる事案等)		
9月			情報提供アンケート② アンケート実施後の即時対応と 指導・事後指導等の見届け	学校運営協議会 個人懇談	
10月	情報の共有と 対応策の検討	運動会 「学級宣言」に向けた取組		運動会	
11月	情報の共有と 対応策の検討	児童会を主体とする取組 「学級いじめゼロ宣言」 (見直し C→A へ)	自分見つめ(いじめ)アンケートⅡ アンケート実施後の即時対応と 指導・事後指導等の見届け 教育相談週間(個別面談)	夢づくりふれあいフェスタ	
12月	後期前半の取組の 反省と後期後半の 取組検討		STAR・VRアセスメントの実施	学校運営協議会	第2回 県いじめ 調査
1月	情報の共有と 対応策の検討		STAR・VRアセスメントの分析		
2月	情報の共有と 対応策の検討	大縄大会 なかよし班お礼の会 6年生に感謝する会	自分見つめ(いじめ)アンケートⅢ アンケート実施後の即時対応と 指導・事後指導等の見届け 教育相談週間(個別面談)	学校運営協議会 学校関係者評価委員会	
3月	今年度の取組の 反省と次年度の取 組の検討	きらきら発表会			第3回 県いじめ 調査 問行調査 (文科)

通 年	校内のいじめに関する情報の収集と対応策の検討 「いじめを見逃さない日」の取組	道徳教育の充実 体験学習の充実 分かる授業の推進 児童会が主体となる「4つの伝統」の推進と深化	健康観察の実施 「ここタン」の活用 学年主任会・ケース会 S Cによる相談	生徒指導連絡協議会 ・ 幼保小連絡会 ・ 小中連絡会	
--------	---	--	--	----------------------------------	--

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら即時対応する。

6 いじめ問題発生時の対応

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・ 「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・ いじめの兆候や疑いがある場合には、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止等対策推進会議を開催し、直ちに校長の指導のもと、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。いじめ対策会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度、確実に残す。
- ・ いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。最終的には必ず校長が児童及び保護者へ指導する。
- ・ 保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。（背景に迫る！）
- ・ いじめを受けた児童に対しては、3カ月間は、毎日校長やいじめ対策監が声をかけるなど、保護者と連携しつつ児童を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮した継続的な事後の対応に留意する。
- ・ 同様に、いじめた側の児童生徒に対しても、保護者と連携して児童の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。

(2) 「重大事態」と判断されたときの対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

「重大事態」とは、いじめにより

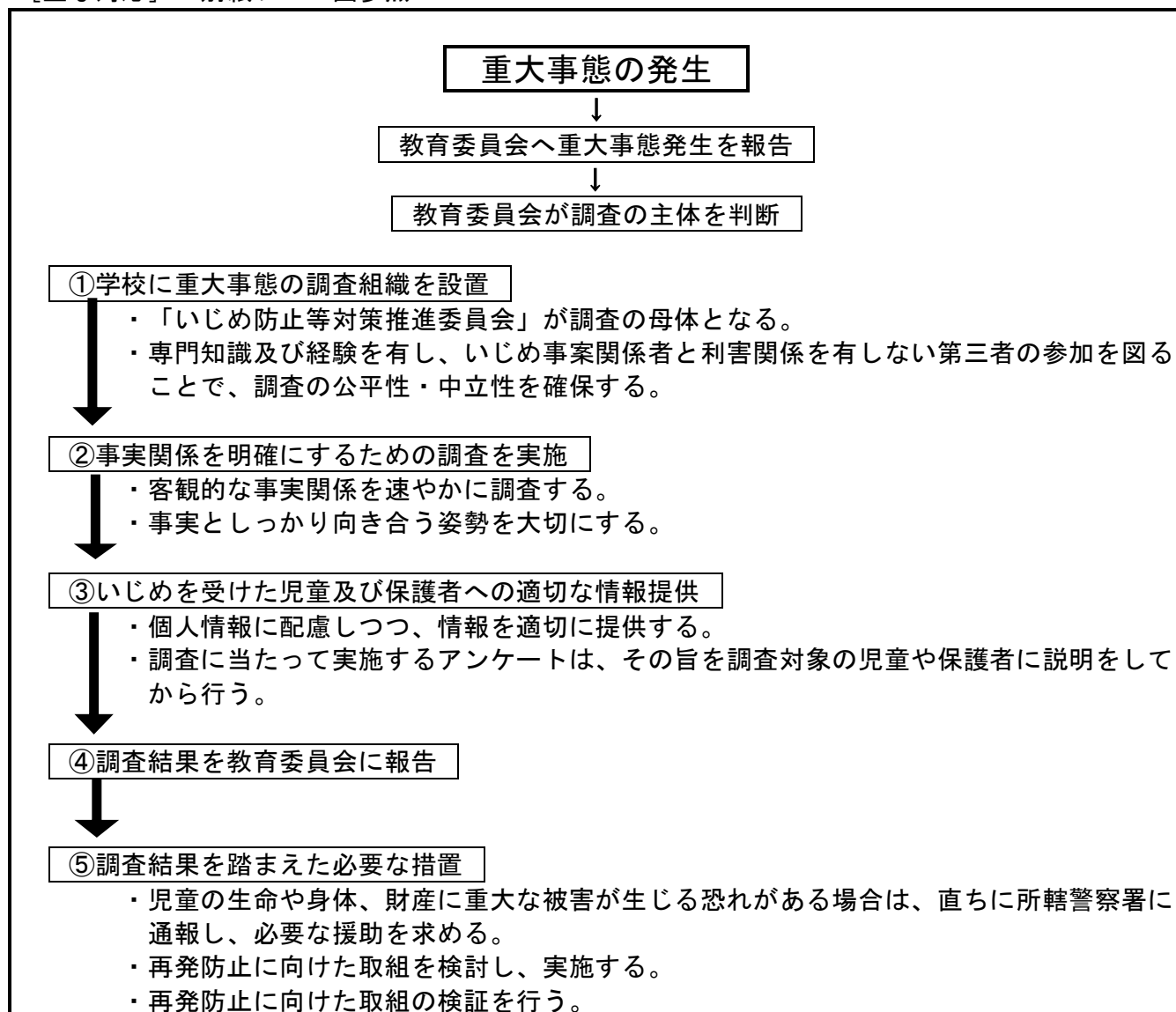
1. 生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い（子どもが自殺を企画した場合等）
2. 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安、または一定期間連続して欠席している場合）

※児童や保護者からいじめで重大事態に至ったという申し立てがあった場合

「重大事態」と判断されたときの対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ① 校内に重大事態の調査組織を設置し、迅速に情報収集と確認をする。
- ② 教育委員会に、重大事態が発生した旨を速やかに報告する。
- ③ 教育委員会と協議し、当該事案に対処する組織「いじめ問題対策協議会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。（いじめ問題解決支援外部専門家チーム、警察等）
- ④ 調査結果については、「いじめ」を受けた児童や保護者に対し、事実関係および情報を適切に提供するなど、必要な措置を行う。（金品の授与、暴行等については、第28条に則り行う。警察への通報、出席停止等を含む）

いじめにより児童の生命、心身または財産に多大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。



7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。

- ① いじめ未然防止の取組に関すること
- ② いじめの早期発見の取組に関すること
- ③ いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報の取扱い

○個人調査（アンケート等）について

- ・アンケートの質問票の原本等の一次資料は、保存期間を5年（卒業後）とする。
- ・アンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年（卒業後）とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本方針」令和3年4月1日改訂参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯、児童の意識、保護者の反応の記録を確実に残す。（いじめ事案報告、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議記録等）

○校種間、学年間での確実な引継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随とき行い、適切な情報を管理保管し、進学及び進級における学級編成や引継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。